

郵政事業の経営形態に関する意見書

郵政事業は、郵便、郵便貯金、簡易保険等の国民生活に必要な不可欠な生活基礎サービスを全国の郵便局ネットワークを通じてあまねく公平に低廉な料金で提供し、社会経済の発展や国民生活の安定・向上に大きく貢献してきた。

そのような中、政府は、9月10日に「郵政民営化の基本方針」を閣議決定した。仮に、この基本方針どおりの法案が成立した場合、郵便局ネットワークが崩壊する懸念もあり、国民生活の利便性の確保において課題があるところである。

さらに、採算の取れない地域では、サービスの低下のみならず料金の値上げが懸念される上に、あまねく公平の原則が失われ地方と都市部の格差が拡大し、国土の均衡ある発展を図ることが不可能になる等ユニバーサルサービス（全国均一なサービス）の提供が困難になることが指摘されている。

よって国におかれては、郵政事業の経営形態を検討するに当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 郵政事業がこれまで果たしてきた役割及び今後果たすべき役割を十分に議論するとともに、国民生活の安定、社会福祉の充実及び国民の利便性の向上の考え方に沿って、国民、利用者及び地域住民の視点に立って結論を出すこと。
- 2 日本郵政公社の諸改革の状況を見守り、民営化の必要性及びその後の明確なビジョンについて説明責任を果たすとともに、十分な国民的議論を経て慎重に結論を出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
郵政民営化担当大臣

私学助成の充実等に関する意見書

平成16年度の学校基本調査速報によると、高校生総数に対する私立の生徒数の比率は29.5%であり、神奈川県においても35.6%の高校生が私立高校に在学していることから、私学助成制度が私立学校における教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資する大きな役割を担ってきた。

しかしながら、公立と私立との学費格差は著しく、今年度の川崎市内の私立高校初年度納付額の平均額を見ても、公立高校の約7倍にも達しており、私学に通う生徒等に係る経済的負担は深刻である。

また、長引く不況により経済的理由から修学が困難となる生徒等がいる一方で、少子化に伴う生徒数の減少が私立学校の経営を圧迫し、その存続に影響を与えかねず懸念されている。

よって国（県）におかれては、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校における教育条件の改善及び私立学校に在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、私学助成を充実させるとともに、ゆとりある学級編成の実現を目指すよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
神奈川県知事

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要である。

よって国におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに被災者への生活基盤の再建のために、制度改善を含めた万全の対策・支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講ずること。
- 2 耐震基準に満たない木造住宅等の耐震改修に対する国の助成事業を検討すること。
- 3 都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。また、海岸及び海岸の水防施設も同様に、堤防等の総点検を速やかに実施し、整備を進めること。
- 4 今回の新潟県中越地震の教訓を生かし、国土の7割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとともに、災害関連緊急治水事業を速やかに実施すること。
- 5 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。
- 6 高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 あて  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣

食料・農業・農村基本計画及びWTO・FTA交渉に関する意見書

現在、国においては、平成17年3月に予定される新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け見直し作業を進めており、本年8月に中間論点整理が公表されたところであるが、最大の課題である食料自給率の向上に関する検討は先送りされ、また本市農家の最大の関心事である都市農業に対する具体的な施策は明確に示されてはいない。

このような中、WTO（世界貿易機関）農業交渉では、本年7月末に基本的な枠組み合意がなされたが、最終合意に向けた今後の交渉によっては我が国の農業に大きな打撃を与えるだけでなく、食料の安全・安定、環境の保全などにも多大な影響を及ぼすことが予想される。

また、WTO農業交渉と並行して、FTA（自由貿易協定）についても現在各国と締結に向けた交渉が行われているが、農業分野では我が国の食料安全保障や地域農業への大きな影響が懸念される。

よって国におかれては、国内農業の再生・強化が急務となっている状況をかんがみ、多様な農業の共存や食料自給率の向上、輸出入国相互にとって公平・公正な貿易ルールの構築など、我が国の主張が実現されるよう毅然たる態度で交渉に臨むとともに、基本計画の見直しに当たっては、地域の多様な実態に即した担い手の育成や農地保全に関する税制及び耕作者主義など農地制度の見直し、新たな経営安定化策の実現、さらには、地産地消に基づく生産振興や総合的な都市農業振興施策の確立など、農家や消費者、市民の声が十分に反映されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

外務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書

高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力を振るったりするなど虐待が深刻化している。

しかしながら、高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状である。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もある。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年4月調査結果が発表された。それによれば、「生命に関わる危険な状態」に至る事例が約1割という深刻な事態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の約9割が対応は困難と感じていることも明らかになった。また、虐待されている高齢者の約8割に何らかの痴呆症状があったことや、介護者の介護時間が長時間であることも明らかになっている。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組み作りが急務であることが確認されたところである。

よって国におかれては、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急を実現するため、以下の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法を制定されるよう強く要望するものである。

- 1 公的責任による専門的な高齢者虐待防止センターの開設など、相談窓口の設置や早期発見のための通報システムの確立を図ること。
- 2 高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
- 3 痴呆症状のある人も含め、高齢者が安心して受けられるような介護保険制度に改善すること。
- 4 関係機関や家族のネットワーク作りを推進すること。
- 5 施設職員やヘルパーの待遇改善及び研修の充実を図るとともに、関係者も含めた虐待防止教育を実施すること。
- 6 高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。
- 7 上記の諸施策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣